

市民税・県民税（住民税）のお知らせ

● 問い合わせ 市民税課（本庁舎2階） ☎34-3232 ☒36-9345

個人市民税・県民税の納税通知書を6月初旬に発送します。内容をご確認の上、ご不明な点はお問い合わせください。

納付方法

【納付書での支払い】

年4回に分けての支払いです。金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでの納付（バーコードのあるものに限る）、電子納税も可能です。取扱店等の詳細は、納付書の裏面をご覧ください。

納期	
第1期	6月30日(水)
第2期	8月31日(火)
第3期	11月1日(月)
第4期	1月31日(月)

6月以降の給与から毎月引き落としされます。年の途中で退職等された場合は、退職時に残りの税額を一括で引き落としされるか、納付書で納めていただきます。

【新たに年金から

引き落としされる方】

65歳以上（昭和31年4月2日以前生まれ）の年金受給者で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税額がある方が対象です。

年金からの引き落としは、10月から開始されます。まず、令和3年度の年金所得に係る市民税・県民税のうち半分を第1期、第2期の2回に分けて納付書（口座振替登録済の場合は口座振替）で納めていただきます。残りの半分は、10月以降に振り込みの年金から引き落としされます。

【すでに年金から

引き落としされている方】

4月・6月・8月の年金からは、前年度分の公的年金等に係る市民税・県民税の2分

の1に相当する額が、令和3年度の仮徴収分として引き落としされます。

令和3年度の税額が、前年度よりも増減した場合は、10月以降に引き落としされる税額で調整されます。

※年金に係る市民税・県民税の納付方法は、年金からの引き落とし以外は選択できません。ただし、引き落とし後の税額変更や年金の支給停止等により、納付書または口座振替による納付に変更する場合があります。

確定申告期間延長に伴う課税

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の確定申告の受付期間が延長となったことに伴い、3月

16日以降に所得税の確定申告をされた場合は、令和3年度市民税・県民税の当初税額決定通知書に、申告された内容が反映できていない可能性があります。

確定申告書の内容が確認でき次第、随時課税内容を変更し、変更通知書等を送付しますので、ご理解をお願いします。

配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

配当や株式等譲渡所得のあ

る方で、市民税・県民税の配当割額・株式等譲渡所得割額があり、市民税・県民税の控除または還付を受ける場合は、納税通知書が送達されるまでに申告をしてください。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申請

年末調整または確定申告で住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を申告していない方は、税務署で確定申告をしてください。

令和3年度所得および課税額証明書（令和2年分の所得証明）

- ◆発行 6月9日(水)から
- ◆申請者 本人または同一世帯の家族（他世帯の方は委任者本人が記入した委任状が必要）
- ◆申請・交付場所 市民課、市民税課、各支所・出張所、総合社会福祉センター
- ◆持ち物 本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード等）
- ◆手数料 1通300円
※コンビニエンスストアでの発行は、マイナンバーカードの所有者本人のみ取得可能（1通250円）
- ◆その他 高校および大学の就学支援金等申請に必要な「調整控除額」「調整額」については、令和3年度分から所得および課税額証明書に記載しています。 ※コンビニエンスストア発行分を除く